

## 要 望 書

貴職におかれましては、日頃から福岡県の教育の振興に御努力いただいておりますことに、心から敬意を表します。

さて、先般（平成27年10月22日）久留米市の中学校において、教員による校内喫煙の不始末による「ぼや」が発生しました。

校内喫煙は平成17年4月から久留米市教育委員会の通達で禁止されていましたが、平成27年10月1日の久留米市議会決算審査特別委員会で教員による校内喫煙の実態について指摘し、これを踏まえて市教育委員会が10月7日の定例校長会で校内禁煙の徹底を指導、あわせて実態調査を指示したところ、市内66校中15校が校内で喫煙していたと回答しました。また、市教育委員会は10月21日の定例教頭会で改めて校内禁煙の徹底を指導していたところです。

今回の事案は、こうした経過があったにもかかわらず発生したものであり、次の視点から断じて許されない、極めて重大な不祥事だと認識しています。

- ・ 再三にわたる校内禁煙の指導にもかかわらず、失火の原因が、学校を管理運営する立場の校長を初め教員のたばこの火の不始末であったこと
- ・ 市教育委員会が校内喫煙の実態調査を行ったが、当該校が事実と異なる回答を行っていたこと
- ・ 当該校の生徒を初め保護者や地域の関係者及び市民の皆さんから、不信感や不満の声が上がっていること

このことを踏まえ、久留米市議会全体として早急に対応する必要があるとの認識から、11月12日に議会運営委員会を開催し調査を行った次第であります。

その中で、今回の事案の経過、学校の対応、市教育委員会の対応などの詳細な調査にとどまらず、日常の市内学校全体での教員の生徒指導のあり方、勤務中の服装等、教員としての規範意識やモラルの欠如にまで議論が及びました。

さらには、「責任の所在」「再発防止に向けた周知徹底への信憑性」「採用等に関する県教育委員会と市教育委員会の権限」等についても議論がありました。

最終的には、市教育委員会に求めるものは一定整理ができたものの、制度や権限に関する点では課題が残ったと認識しております。

したがって、久留米市議会といたしましては、今後さらなる久留米市の教育環境の向上を図るべく、下記のとおり要望いたしますので、福岡県教育委員会におかれましては、今後の御指導・御支援に際しまして、特段の御配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 教員による不祥事の根絶に向けた指導とその徹底
2. 採用・人事を含む教育委員会制度における服務規律の指導とその徹底

なお、今後さらなる対応を進めてまいりたいと存じますので、要望事項に対する対応方針を早急にお示しいただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成27年11月18日  
久留米市議会  
議長 別 府 好 幸